

令和7年度三戸町地域おこし協力隊インターン募集要項

1 趣旨・目的

地域おこし協力隊の活動や地方とのかかわりに関心がある方が、三戸町での具体的な地域活動への理解を深める場とすることを目指します。

特に、都市部の大学生等、地域とのかかわりに関心を寄せる若者が増えているなかで、短期滞在の体験とは異なる関わり方として、2週間以上の一定期間を地域おこし協力隊と同様に地域づくりの現場に関わる環境を整えることによって、持続的かつ広がりのあるまちづくりへの関わりや関係人口の創出、地域おこし協力隊としての採用へとつなげることを目的とします。

2 業務概要

三戸町地域おこし協力隊インターン（以下「インターン」という。）として町長から委嘱を受け、2週間以上3カ月以内の期間、地域おこし協力隊員と同様の地域活動に従事していただきます。

3 応募条件

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）在住で、活動期間中は三戸町に滞在できる方（住民票の異動は要しない）。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (3) 心身ともに健康で、地域住民や地域団体とコミュニケーションを図りつつ、地域活動に意欲をもって活動できる方。
- (4) パソコン（ワード、エクセル等）及びSNS等の一般的な操作ができる方。

4 活動内容

インターン応募者から、三戸町で取り組みたい分野や活動についての提案を受け、提案をもとにインターン応募者と三戸町とで協議をして、活動内容を決定します。

例として、三戸町の日常的な地域活動の支援、農作業支援等による産業振興、SNSを通じた三戸町の魅力発信などが考えられます。

5 委嘱期間

2週間以上3カ月以下の期間で、本人の意向と予算により決定します。

6 待遇及び福利厚生

- (1) 「三戸町地域おこし協力隊インターン」として委嘱します。三戸町との雇用関係はあ

りません。

- (2) 社会保険等はありません。万が一、活動中に怪我や病気等に見舞われた場合、ご自身でご加入中の公的医療保険等での対応となります。
- (3) 委嘱期間中の宿泊については、町所有施設を利用することが可能です。またご自身で確保することも可能です。滞在に係る経費は自己負担となります。
(町所有施設については利用できない場合もございますので、詳細はご確認ください。)

7 報償費

日額 12,000円

- ・インターンとして活動した1活動日につき、12,000円の活動謝金を支給します。謝金には、滞在のために要する経費や活動経費を含むものとして、その他の手当はありません。支給時には、源泉所得税が控除されます。
- ・活動日とは三戸町内で地域活動を行った日とします。活動実績に応じて、活動の翌月に指定の金融機関口座へ振込にて支給します。

8 活動時間

8時15分から17時00分までのうちの7時間（休憩時間60分）を基本とします。活動内容によって変化することがあります。

9 募集人数

10名程度

10 応募手続き等

- (1) 募集期間：令和8年2月28日まで
- (2) 応募書類：三戸町地域おこし協力隊インターン応募用紙（書類は返却しません。）
- (3) 応募方法：郵送、メール可
- (4) 応募及び問合せ先：
039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43 三戸町役場 まちづくり課宛て
電話：0179-20-1117 メール：iju@town.sannohe.lg.jp

11 選考方法

- (1) 一次選考：応募書類による書類選考を行います。結果は、応募者全員に電子メールで通知します。
- (2) 二次選考：一次選考合格者を対象に、面接（対面又はオンライン）を行います。
- (3) 最終結果通知：面接終了後、後日、本人宛に結果を通知します。